（とん税法及び特別とん税法の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「第百三十九条」を「第百四十七条第一項」に、「）の規定中」を「）中」に改める。

一　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十四条

二　特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第十二条

（環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第九条　環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち、関税暫定措置法第七条の三第一項ただし書の改正規定中「同表第一三項及び第一四項」を「同表の一三の項及び一四の項」に、「別表第一の六第一三項及び第一四項」を「別表第一の六の一三の項及び一四の項」に改め、同条第六項の改正規定中「飼料用麦」を「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項に掲げる」を削り、「飼料用麦」に、「締約国産物品」に」を「締約国産物品」に改め、「（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）」及び「をこれらの項ごと」を削り」に、「「読み替える」を「改め、「（一年経過日前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量」及び「、前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項」と」を削り、「読み替える」に、「別表第一の六第一五項」を「別表第一の六の一五の項」に、「同表第一五項」を「同表の一五の項」に改め、同条第八項の改正規定中「同表第一三項及び第一四項」を「同表の一三の項及び一四の項」に改め、同法第七条の六第一項第一号及び第二号の改正規定中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第二項の改正規定中「以下この条において「」及び「第五項及び第七項において「」を削り、同項にただし書を加える改正規定及び同条第七項の改正規定中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

（検討）

第十条　政府は、附則第一条第一号又は第四号に掲げる改正規定の施行後五年を経過した場合において、新関税法第十七条第三項及び第四項、第十七条の二、第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十五条第二項の規定又は第三条の規定による改正後の関税法の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第三号から第五号まで」を「第五号」に改め、同項第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号に次のように加える。

ニ　一年以上五年未満　百五十日

第二十三条第一項第四号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号に次のように加える。

ニ　一年以上五年未満　百二十日

第二十四条の次に次の一条を加える。

（個別延長給付）

第二十四条の二　第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち、第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者又は第二十三条第二項に規定する特定受給資格者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準（次項において「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、第四項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

一　心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者

二　雇用されていた適用事業が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下この項において「激甚災害法」という。）第二条の規定により激甚災害として政令で指定された災害（次号において「激甚災害」という。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者であつて、政令で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者

三　雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害（厚生労働省令で定める災害に限る。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者（前号に該当する者を除く。）

2　第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者であつて、前項第二号に該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、第四項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

3　前二項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数を限度とするものとする。

一　第一項（第一号及び第三号に限る。）又は前項に該当する受給資格者　六十日（所定給付日数が第二十三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日）

二　第一項（第二号に限る。）に該当する受給資格者　百二十日（所定給付日数が第二十三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、九十日）

4　第一項又は第二項の規定による基本手当の支給（以下「個別延長給付」という。）を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

第二十八条第一項中「広域延長給付を」を「個別延長給付を受けている受給資格者については、当該個別延長給付が終わつた後でなければ広域延長給付、全国延長給付及び訓練延長給付（第二十四条第一項又は第二項の規定による基本手当の支給をいう。以下同じ。）は行わず、広域延長給付を」に改め、「（第二十四条第一項又は第二項の規定による基本手当の支給をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「訓練延長給付を受けている受給資格者について」の下に「個別延長給付」を、「全国延長給付を受けている受給資格者について」の下に「個別延長給付又は」を加え、「、広域延長給付」を「、これらの延長給付」に改め、「全国延長給付は」の下に「行わず、広域延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付が行われることとなつたときは、個別延長給付が行われる間は、その者について広域延長給付は」を加える。

第二十九条第一項中「同じ。）」の下に「、個別延長給付」を加える。

第三十二条第一項中「訓練延長給付」の下に「、個別延長給付」を加える。

第三十三条第五項中「受給資格者が」の下に「個別延長給付、」を加える。